

通所介護契約書別紙（兼重要事項説明書）

に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人香寿会 「さらの杜」 指定通所介護事業所	
サービスの種類	通所介護サービス	
代表者（職名・氏名）	理事長 中野 護	
事業所の所在地	〒302-0038 取手市下高井2148	
電話番号	0297-70-2711	
指定年月日・事業所番号	平成12年3月24日指定	0871700142
利用定員	定員25人	
通常の送迎の実施地域	取手市、守谷市、つくばみらい市	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防ぎ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

3. 当センターの設備の概要

定員	25名	静養室	1室
食堂	1室： 91.08 m ²	相談室	1室
機能訓練室	2室： 181.70 m ²	歯科診療室	1室
浴室 脱衣室	一般浴槽、個人浴槽、 特殊浴槽（機械浴槽） 床暖房	配膳室	1室
		送迎車	2台

4. 提供するサービスの内容

通所介護サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（国民の祝日含む） ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	業務内容
管理者	1名	施設の統括業務等を行う
生活相談員	1名	生活相談、処遇の企画や実施等
管理栄養士	1名	利用者の栄養・食生活の管理等
看護職員	1名	利用者の保健衛生、看護業務等
介護職員	3名	日常生活全般にわたる介助業務等
機能訓練指導員	1名	機能改善及び低下の防止の訓練等

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	中野 千恵子
--------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護サービスの利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護サービス】

サービス提供区分 7時間以上8時間未満（1日につき）

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要介護1	6,876円	687円	1,375円	2,062円
要介護2	8,119円	811円	1,623円	2,435円
要介護3	9,405円	940円	1,881円	2,821円
要介護4	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	11,996円	1,199円	2,399円	3,598円

※地域区別の単価（5等級10.45円）を含んでいます。

通所介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
若年性認知症 利用者受入加算	満40～64歳の若年性認知症の利用者を受け入れ、本人・家族の希望を踏まえたサービスを提供した場合	627円 (1日につき)	62円	125円	188円
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を行う場合	418円 (1日につき)	41円	83円	125円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対して機能訓練を行っている場合	585円 (1日につき)	58円	117円	175円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)ロ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対して機能訓練をサービス提供時間を通して行っている場合	794円 (1日につき)	79円	158円	238円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加え個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けていること ※(Ⅰ)に上乗せして算定	209円 (1日につき)	20円	41円	62円
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	62円	6円	12円	18円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）	減算額			
		基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
同一建物減算	当該減算の要件に該当した場合 （1日につき）	982円	98円	196円	294円
送迎未実施減算	事業所が送迎を行わない場合 （片道につき）	491円	49円	98円	147円
定員超過・人員基準欠如	当該減算の要件に該当した場合 （1日につき）	所定の単位数の70/100で算定			

（2）その他の費用

食費	1食につき600円の食費をいただきます。
おやつ代	1回につき100円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）、レクリエーションにかかる費用について、実費をいただきます。

（3）キャンセル料

利用者様の都合でサービス利用を中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

① 利用日の前営業日午後5時までに連絡があった場合	無料
② 利用日の当日午前8時までに連絡があった場合	利用料の50%
③ 利用日の当日午前8時までに連絡がなかった場合	利用料の100%

（4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、以下の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。 お支払方法は、現金払い・現金書留の2通りとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号 (携帯)	
	電話番号 (自宅)	

10. 事故発生時の対応

- ① 入所者に対する当施設のサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 入所者に対する当施設のサービスの提供により、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③前項の事故及び事故に際して採った処置を記録します。

11. 苦情相談窓口

1. 当事業所お客様相談、苦情担当

担 当： 苦情相談窓口

電 話： 0297-70-2711

受付時間： 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：00～17：00

2. サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

取手市役所 高齢福祉課	TEL 0297-74-2141
守谷市役所 介護福祉課	TEL 0297-45-1111
つくばみらい市役所 介護福祉課	TEL 0297-58-2111
茨城県国民健康保険団体連合会	TEL 029-301-1565

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

- 防災時の対応：施設の防災、避難に関する計画を作成しております。
- 防災設備：全館・全室にスプリンクラーが設備されております。
- 防災訓練：6ヶ月に1回は避難、救出その他の必要な訓練を行います。
- 防災責任者：施設長 中野 千恵子

13. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況について直近なし。

14. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 香寿会
主たる事務所の所在地	〒302-0038 取手市下高井2148
代表者（職名・氏名）	理事長 中野 護
設立年月日	平成10年10月1日
電話番号	0297-70-2711
定款の目的に 定めた事業	1. 特別養護老人ホーム「さらの杜」 2. 特別養護老人ホーム「さらの杜」（ユニット型） 3. 軽費老人ホーム（ケアハウス）「さらの杜」 4. 特別養護老人ホーム「さらの杜」短期入所生活介護事業 5. 「さらの杜」指定通所介護事業所 6. 「さらの杜」指定訪問介護事業所 7. 「さらの杜」指定居宅介護支援事業所 8. 地域包括支援センター「さらの杜」 9. 取手市配食サービス事業

16. その他

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 茨城県取手市下高井2148
事業者名 社会福祉法人香寿会
「さらの杜」指定通所介護事業所
管理者 施設長 中野 千恵子 印
説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印